

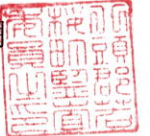
若桜町監査発第36号  
令和6年12月23日

若桜町長 上川元張 様  
若桜町議会議員 山根政彦 様

若桜町監査委員 谷口秀昭



若桜町監査委員 梶原 明



### 財政援助団体等の監査結果について

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査及び公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その監査結果を下記のとおり報告します。

#### 記

#### 1 公の施設の指定管理者監査（担当課：経済産業課）

##### (1) 実施年月日等

日 時 12月20日（金）午後1時30分から午後4時30分まで  
場 所 高原の宿氷太くん会議室及び(有)若桜農林振興会議室

##### (2) 監査の対象：①中一&スマイルカンパニー（株）

（公の施設の名称：「若桜町氷ノ山関連施設」、「若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設」）

##### ②シダックス大新東ヒューマンサービス（株）

（公の施設の名称：「道の駅若桜 桜ん坊」）

##### (3) 監査の範囲

公の施設の管理に係る指定の経緯、契約書及び指定管理料の根拠等、事務の執行及び業務管理運営状況について

##### (4) 監査の着眼点

- ・管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。また、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・管理に関する経費の算定、手続等は適正に行われているか。
- ・公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- ・業務履行確認は事業報告書により行われているか。
- ・指定管理者に対する指導監督は適正に行われているか。

(5) 監査の結果

1 (4) の項目を主な着眼点とし、関係書類等を調査するとともに財政援助に係る事務の執行状況を関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した結果、「若桜町氷ノ山関連施設」、「若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設」、「道の駅若桜 桜ん坊」共に概ね適正に執行されているものと認められた。

(6) 監査の意見

中一&スマイルカンパニー（株）及びシダックス大新東ヒューマンサービス（株）については、若桜町の活性化のため指定管理者としての努力により、各種事業の推進に積極的にご尽力いただいているが、中一&スマイルカンパニー（株）の事業報告で、氷ノ山関連施設の管理運営において雪不足の影響により、営業損失が出ていることが懸念される。

両社とも、今後も適切な運営体制を確保しながら事業内容について創意工夫し、指定管理料を有効に活用し、事業の推進に努めていただきたい。

また、町においては、公の施設の管理の適正を期するため、中一&スマイルカンパニー（株）及びシダックス大新東ヒューマンサービス（株）と連携をより密にし、本指定管理料の算定内容が適正か、効果的で効率的に事業が推進されているかなどを常に検証し、必要な助言を行うなど、当初の目的を達成するための指導監督を今後も適切に行っていただきたい。